

横浜市における特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費及び
特例乳児等支援給付費等取扱要綱

制 定 令和8年4月1日 こ保給第286号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、乳児等のための支援給付(乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費)に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の20及び21に規定する乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に定める。

(1) 特定乳児等通園支援事業者

法第54条の2及び3の規定に基づき、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に係る施設を運営する事業者をいう。

(2) 給付費

法第30条の20及び21に規定する、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費をいう。

(3) 総合支援システム

乳児等通園支援事業の予約管理・データ管理・請求書発行管理機能を担い、国が管理する「こども誰でも通園制度総合支援システム」をいう。

(4) 認定保護者

法第30条の15第3項に基づく、乳児等支援給付認定保護者をいう。

(対象児童)

第3条 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども及び、申請中期間(法第30条の21第1項に規定する申請中期間をいう。)における支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。)を対象児童とする。ただし、他自治体で認定を受けている児童については、対象から除くものとする。

(算出方法)

第4条 給付費の額の算定にあたっては、法の定めによるもののほか、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準により、国の定めるところによる。

(代理受領)

第5条 本要綱に規定する給付費については、第2条第4号に規定する認定保護者に代わり、特定乳児等通園支援事業者に支払うことにより行う。

(請求・支払)

第6条 前条に規定する給付費は総合支援システムを活用し、前月実績の報告及び請求をすること。ただし、総合支援システムにより、報告及び請求が出来ない費用の場合は、横浜市長の指定する申請方法及び期限に従い、対応すること。

2 市長は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(差額報告、請求)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、すでに支払いを受けた給付費の請求内容に変更が生じた場合は、横浜市乳児等通園支援事業差額内訳報告書(第1号様式)及び、横浜市乳児等通園支援事業差額内訳明細書(第1号様式別紙)により、前条に規定する請求が完了している給付費との差額について、市長に報告すること。

- 2 前項の手続きにより報告された差額分を、特定乳児等通園支援事業者が請求する場合は、横浜市乳児等通園支援事業請求書(公定価格差額分)(第2号様式)を用いて、請求すること。
- 3 第1項の規定により、請求が完了している給付費が減額となる場合は、差額分を返還すること。

(請求委任・受領委任)

第8条 特定乳児等通園支援事業者が、請求権や受領権を委任し請求する場合は、乳児等のための支援給付費等に係る口座振込申出書(第3号様式)を提出すること。

(経理)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、給付費を受領したときは適正に管理し、事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(取消し)

第10条 市長は、特定乳児等通園支援事業者が前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合、偽り、その他不正の手段により助成を受けた場合は、その全額又は一部について、取消しのうえ、返還を命じることができる。

- 2 前項の取消しについて、市長は特定乳児等通園支援事業者に対し、横浜市乳児等通園支援事業給付取消通知書(第4号様式)により、通知すること。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項に規定する返還命令があった場合は、速やかに返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第11条 前条第1項の規定による取消しにより市長が返還を命じた場合は、法の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者に、その命令に係る加算金及び延滞金を徴収することができる。

(調査)

第12条 横浜市長は、法第14条及び法第30条の13に基づき、特定乳児等通園支援事業者に対して、給付費の収支等に係る報告、質問、必要書類の提出を命じることができるほか、実地調査を実施することができる。

- 2 横浜市長は、特定乳児等通園支援事業者が事実と異なる内容で請求、報告、申請等を行った場合、前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合は、是正させ、給付費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(関係書類の保存)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 本要綱に規定するもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

(その他)

第15条 給付費の請求、支弁、支払い、その他支弁等に必要な事項及び返還等は、この要綱に定めるもののほか、横浜市会計規則に定めるところによるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、横浜市が実施する乳児等通園支援事業の調査や検証に協力し、

横浜市から求められた場合は、書類等を提出すること。

附 則

（施行期日）

本要綱は、令和8年4月1日から施行し、施行の日から適用する。